

武蔵野音楽学園 役員及び評議員の報酬等の支給の基準

(目 的)

第1条 この基準は、学校法人武蔵野音楽学園（以下「法人」という。）の寄附行為の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、役員のうち法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 常勤の評議員とは、評議員のうち法人において勤務することが常態である者をいう。
- (5) 非常勤の評議員とは、評議員のうち常勤の評議員以外の者をいう。
- (6) 報酬等とは、役員報酬、評議員報酬、役員退職金、その他の役員又は評議員の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、理事又は評議員のうち法人の職員を兼ねる者については、職員の給与として支給されるものを含まない。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 役員報酬、役員退職金
- (2) 非常勤の役員 役員報酬、役員退職金
- (3) 評議員 評議員報酬

(役員報酬等の支給)

第4条 役員報酬等の額は、次の各号の区分に応じ算定するものとする。

- (1) 役員報酬
 - イ 常勤及び非常勤の役員には、別表1に定める報酬を支給する。
 - ロ 常勤の役員は毎年3月、非常勤の役員は理事会等出席の1カ月以内に支給する。
 - ハ 在任期間に端数を生じた場合は、月数までを算定する。
 - (2) 評議員報酬
 - イ 常勤及び非常勤の評議員には、別表2に定める報酬を支給する。
 - ロ 常勤及び非常勤の評議員には、評議員会出席の1カ月以内に支給する。
 - (3) 役員退職金
 - イ 役員には、別表3に定める退職金を支給する。
 - ロ 在任期間は年数を単位とし、月数までを算定する。
- 2 理事会と評議員会が同日に開催された場合、報酬は理事会への出席に対してのみ支給する。
 - 3 役員の報酬等は、現金により本人に支給する。
 - 4 役員の報酬等は、法令の定める控除すべき金額を控除して支給する。
 - 5 役員退職金は、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この基準をもって、私立学校法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(基準の変更)

第6条 この基準の変更は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て理事長が行う。

(細則の制定)

第7条 理事長は、この基準の運用について必要と認めた場合、細則を制定することができる。

附則

1 この基準は、令和7年4月1日から施行し、役員の報酬等の支給の基準、武蔵野音楽学園評議員手当支給規則は廃止する。

別表 1

役員報酬

役 位	金 額	
理事長	年額	2,400,000 円
常 勤 理事	年額	600,000 円
非常勤 理事	理事会への出席	1 回あたり 80,000 円
非常勤 監事	理事会への出席	1 回あたり 80,000 円
	会計監査への出席、評議員会への出席	1 回あたり 30,000 円

別表 2

評議員報酬

役 位	金 額	
常勤及び 非常勤評議員	評議員会への出席	1 回あたり 30,000 円

別表 3

役員退職金

役 位	金 額	
理事長	在任期間 1 年あたり	700,000 円
常 勤 理事		200,000 円
非常勤 理事		100,000 円
非常勤 監事		100,000 円